

毎週火・金曜日発行(但休日を除くに当るときは木曜日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県規則第二十七号

鳥取県知事 石破二朗
鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「鳥取県立経営伝習農場」を

昭和三十八年度第二次二等陸士及び二等空士の募集期間

ふそ病検査の実施

豚コレラ予防注射の実施

健康保険法による保険医の登録

牛のピロプラズマ病検査等の実施

牛の肝てつ検査等の実施

◇選管告示

鳥取県選舉管理委員会の招集

規則

2 鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公

布する。

昭和三十八年五月三十一日

この規則は、昭和三十八年六月一日から施行する。

附 則

鳥取県農業指導者養成所は、東伯郡関金町に置く。

び保険薬師の登録に關する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和三十八年五月三十一日

鳥取県知事

石 破 二 朗

登録年月日

八木 正穂 東伯郡三朝町山田 烏医 八二七 九七一 昭和三十八年五月四日

- 二 実施の区域 別表のとおり
三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後四ヶ月以内及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。
気腫疽予防注射

牛搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。

ただし生後六ヶ月分べん前一ヶ月及び分べん後十日以内のものを除く。

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

五 注射・検査及び駆除の方法

気腫疽予防注射 气腫疽予防液皮下注射
結核病検査 ツベルクリン皮内反応

一 実施の目的 気腫疽、結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病検査及びだに駆除を定に基づき、牛の所有者に對して注射、検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十八年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

00849

(第3種郵便物)可

5 昭和三八年五月三十一日 金曜日 鳥取県公報 第3432号 (認)

00849

(第3種郵便物)可

別表四	結核、ブルセラ病検査	実施区域	実施場所
実施期日	実施区域	実施場所	
六月 十一日	深山口地区	深山口	
十二日	日野町横路地区	横路	
十三日	板井原地区	板井原	
十四日	江府町御机地区	御机	
十七日	下蚊屋地区	下蚊屋	
十八日	江尾地区	大河原	
十九日	吉原	佐川	
三十日	大万	"	
三十一日			

(第3種郵便物)可

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法
ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
だに駆除 BH C撒布

別表三	気腫疽予防注射	実施区域	実施場所
実施期日	実施区域	実施場所	
六月四日	溝口町金屋谷、日野町黒坂	金屋谷、黒坂診所	
六月七日	"	"	

六月四日 溝口町金屋谷、日野町黒坂 診所
六月七日 "

00849

(第3種郵便物)可

別表二	結核病検査	実施区域	実施場所
実施期日	実施区域	実施場所	
六月 十一日	深山口地区	深山口	
十二日	日野町横路地区	横路	
十三日	板井原地区	板井原	
十四日	江府町御机地区	御机	
十七日	下蚊屋地区	下蚊屋	
十八日	江尾地区	大河原	
十九日	吉原	佐川	
三十日	大万	"	
三十一日			

00849

(第3種郵便物)可

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法
ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
だに駆除 BH C撒布

別表一 実施の目的 気腫疽、結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病検査及びだに駆除

別表一	実施の目的	実施区域	実施場所
実施期日	実施区域	実施場所	
六月六日	日野町黒坂地区	中管、中畠検診所	
六月七日	"	"	

00849

(第3種郵便物)可

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法
ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
だに駆除 BH C撒布

別表二 実施の目的 気腫疽、結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病検査及びだに駆除

別表二	実施の目的	実施区域	実施場所
実施期日	実施区域	実施場所	
六月六日	日野町黒坂地区	中管、中畠検診所	
六月七日	"	"	

00849

(第3種郵便物)可

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法
ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
だに駆除 BH C撒布

別表三 実施の目的 気腫疽、結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病検査及びだに駆除

別表三	実施の目的	実施区域	実施場所
実施期日	実施区域	実施場所	
六月六日	日野町黒坂地区	中管、中畠検診所	
六月七日	"	"	

00849

(第3種郵便物)可

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法
ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
だに駆除 BH C撒布

別表四 実施の目的 気腫疽、結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病検査及びだに駆除

別表四	実施の目的	実施区域	実施場所
実施期日	実施区域	実施場所	
六月六日	日野町黒坂地区	中管、中畠検診所	
六月七日	"	"	

00849

(第3種郵便物)可

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法
ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
だに駆除 BH C撒布

別表五 実施の目的 気腫疽、結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病検査及びだに駆除

別表五	実施の目的	実施区域	実施場所
実施期日	実施区域	実施場所	
六月六日	日野町黒坂地区	中管、中畠検診所	
六月七日	"	"	

00849

(第3種郵便物)可

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法
ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
だに駆除 BH C撒布

別表六 実施の目的 気腫疽、結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病検査及びだに駆除

別表六	実施の目的	実施区域	実施場所
実施期日	実施区域	実施場所	
六月六日	日野町黒坂地区	中管、中畠検診所	
六月七日	"	"	

00849

(第3種郵便物)可

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法
ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
だに駆除 BH C撒布

別表七 実施の目的 気腫疽、結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病検査及びだに駆除

別表七	実施の目的	実施区域	実施場所
実施期日	実施区域	実施場所	
六月六日	日野町黒坂地区	中管、中畠検診所	
六月七日	"	"	

00849

(第3種郵便物)可

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法
ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
だに駆除 BH C撒布

別表八 実施の目的 気腫疽、結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病検査及びだに駆除

別表八	実施の目的	実施区域	実施場所
実施期日	実施区域	実施場所	
六月六日	日野町黒坂地区	中管、中畠検診所	
六月七日	"	"	

00849

(第3種郵便物)可

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法
ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
だに駆除 BH C撒布

別表九 実施の目的 気腫疽、結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病検査及びだに駆除

別表九	実施の目的	実施区域	実施場所
実施期日	実施区域	実施場所	
六月六日	日野町黒坂地区	中管、中畠検診所	
六月七日	"	"	

00849

(第3種郵便物)可

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法
ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
だに駆除 BH C撒布

別表十 実施の目的 気腫疽、結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病検査及びだに駆除

別表十	実施の目的	実施区域	実施場所
実施期日	実施区域	実施場所	
六月六日	日野町黒坂地区	中管、中畠検診所	
六月七日	"	"	

00849

(第3種郵便物)可

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法
ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
だに駆除 BH C撒布

別表十一 実施の目的 気腫疽、結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病検査及びだに駆除

別表十一	実施の目的	実施区域	実施場所
実施期日	実施区域	実施場所	
六月六日	日野町黒坂地区	中管、中畠検診所	
六月七日	"	"	

00849

(第3種郵便物)可

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法
ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
だに駆除 BH C撒布

別表十二 実施の目的 気腫疽、結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病検査及びだに駆除

別表十二	実施の目的	実施区域	実施場所
実施期日	実施区域	実施場所	
六月六日	日野町黒坂地区	中管、中畠検診所	
六月七日	"	"	

00849

(第3種郵便物)可

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法
ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
だに駆除 BH C撒布

別表十三 実施の目的 気腫疽、結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病検査及びだに駆除

別表十三	実施の目的	実施区域	実施場所
実施期日	実施区域	実施場所	
六月六日	日野町黒坂地区	中管、中畠検診所	
六月七日	"	"	

00849

(第3種郵便物)可

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法
ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
だに駆除 BH C撒布

別表十四 実施の目的 気腫疽、結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病検査及びだに駆除

別表十四	実施の目的	実施区域	実施場所
実施期日	実施区域	実施場所	
六月六日	日野町黒坂地区	中管、中畠検診所	
六月七日	"	"	

00849

(第3種郵便物)可

ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び国際法
ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
だに駆除 BH C撒布

別表十五

内のもの及び分ぶん後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法

検査：皮内注射反応及び虫卵検査

投薬：ビチノール製剤投与

実施期日	実施区域	実施場所
六月 四日	倉吉市旧灘手	津原、谷、尾原
" " "	旧上小鴨	中田福山、上古川、広瀬
五日 "	旧高城	服部、上福田、岡、下米積
" " "	旧北谷	森、中野、福富、志津
六日 "	東郷町旧東郷	川上、国信、小鹿谷
" " "	旧花見	埴見、長和田、門田
七日 "	倉吉市旧上北条	穴窪、中江、古川沢
" " "	北条町旧下北条	曲、松神、米里
八日 "	倉吉市旧社	福光、国分寺
九日 "	関金町旧南谷	泰久寺、大鳥居、安歩
十日 "	旧矢送	山口、郡家、市場
" " "	旧山守	明高、堀、今西
十一日 "	三朝町旧旭	町大柿、本泉、福田
" " "	旧竹田	末地山、穴鴨、下西谷

金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一部月額二五〇円(配送料共)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

施行日 火 金

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号
昭和三十八年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。
一 日時 昭和三十八年六月五日 午後一時
二 場所 鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義
三 議題

- 都道府県選挙管理委員会連合会中国支会練会の開催について
- 都道府県選挙管理委員会連合会中国支会総会の提出議題について